

請求省令附則第五条による免除届出書

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」附則第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

附則第5条第1項
請求事業者のうち、次の各号に掲げるもの（※）に該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、それぞれ当該各号に掲げる介護給付費等又は総合事業費の請求について、書面による請求を行うことができる。
※ 各号については、裏面参照

年 月 日

開設者

(審査支払機関名) 御中

所在地(住所)

名称及び代表者名(氏名)

印

① 介護保険事業者番号													
② 事業所名称	フリガナ												
③ 郵便番号					④ 電話番号								
⑤ 事業所所在地													
⑥ サービスの種類													
⑦ 届出事由 ※請求省令附則第5条第1項各号のうち該当する号の太枠に○を記入した上で該当項目を記入してください													
	1号	回線機能障害理由											
	2号	事業者との契約日				年	月	日	作業完了予定日		年	月	日
	3号	工事又は臨時施設開始日				年	月	日	工事又は臨時施設終了予定日		年	月	日
	4号	廃止又は休止予定日 (廃止 ・ 休止) 年 月 日											
	5号	特に困難な事情の内容											
⑧ 備考											※ 受付印		

- 【記入に当たっての説明】
- ・ 本届出は、事業所ごとに行うこと。
 - ・ ⑦欄は、該当する届出事由（請求省令附則第5条第1項各号のうち、該当する号）に○を記入した上で、該当する項目を記入（4号に該当する場合は廃止・休止の別に○を記入）すること。※各号については裏面参照。
- 【添付書類の説明】
- ・ ⑦欄で○を付した届出事由の内容を確認できる資料を添付すること。

附則第5条第1項各号

（本文）請求事業者のうち、次の各号に掲げるものに該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、それぞれ当該各号に掲げる介護給付費等又は総合事業費の請求について、書面による請求を行うことができる。

● **1号（電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合）**

電気通信回線設備の機能に障害が生じた請求事業者 当該障害が生じている間に行う介護給付費等又は総合事業費の請求

● **2号（電子請求を行うための設備の設置又はソフトウェアの導入に係る作業が未完了の場合）**

電子計算機の販売又はリースの事業を行う者との間で電子情報処理組織又は光ディスク等による請求に係る設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している請求事業者であって、当該設置又は導入に係る作業が完了しておらず、介護給付費等又は総合事業費の請求の日までに電子情報処理組織又は光ディスク等による請求ができないもの 当該設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う介護給付費等又は総合事業費の請求

● **3号（改築工事中又は臨時の施設において事業を行っている場合）**

改築の工事中である施設又は臨時の施設において指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援又は総合事業を行っている請求事業者 当該改築の工事中である施設又は臨時の施設において指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援又は総合事業を行っている間に行う介護給付費等又は総合事業費の請求

● **4号（事業所等の廃止又は休止に関する計画を定めている場合）**

廃止又は休止に関する計画を定めている請求事業者 廃止又は休止するまでの間に行う介護給付費等又は総合事業費の請求

● **5号（その他電子請求を行うことが特に困難な事情がある場合）**

その他電子情報処理組織又は光ディスク等による請求を行うことが特に困難な事情がある請求事業者 当該請求

附則第5条第2項

請求事業者は、前項の規定による届出を行う際、当該届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。

附則第5条第3項

請求事業者は、第1項第1号、第2号又は第5号に該当する旨の同項の規定による届出を行うに当たり、当該届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出に係る介護給付費等又は総合事業費の請求の日当該届出を行うことができる。この場合にあっては、前項の資料は当該介護給付費等又は総合事業費の請求の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする。